

議案第 90 号

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険地域支援事業手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例（平成 18 年三朝町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 115 条の 44 第 4 項</u>の規定による三朝町介護保険地域支援事業手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）<u>第 115 条の 38 第 4 項</u>の規定による三朝町介護保険地域支援事業手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 42 号）の施行の日から施行する。